

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	大塚 (建部下野町大塚)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在、集落内の耕作者は2名。周辺集落から認定農業者が耕作をしている。水稻を中心に、麦、大豆を栽培している。集落内の耕作者については後継者が不在。畑については自家消費用を栽培している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落内の農地については現状を維持していくことを目標とし、耕作が難しくなった際には近隣認定農業者への依頼を検討していく。作物については水稻を中心に、麦、大豆を栽培していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	11.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	11.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
離農者が出た場合は、近隣認定農業者への集積を図っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
権利設定を行う際は中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
水路や農道の維持管理を図っていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内や近隣集落から新規就農の希望者があった場合は市やJAと連携しながら、地域への定着を目指し、支援に取り組んでいく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
効率化を図れる作業については、作業委託について検討を図っていく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑦水路、農道の維持管理を行っていく。				